

飯能市土地区画整理事業ニュース

平成28年3月15日号
笠縫地区・双柳南部地区
☆☆合併号☆☆

～笠縫地区・双柳南部地区の 今年度の事業進捗状況などについて～

権利者の皆様におかれましては、日頃より市政及び土地区画整理事業に対し、多大なるご理解、ご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、今回の「土地区画整理事業ニュース」では、今年度の笠縫地区及び双柳南部地区における事業進捗状況などについてお知らせいたします。

§ 笠縫地区 §

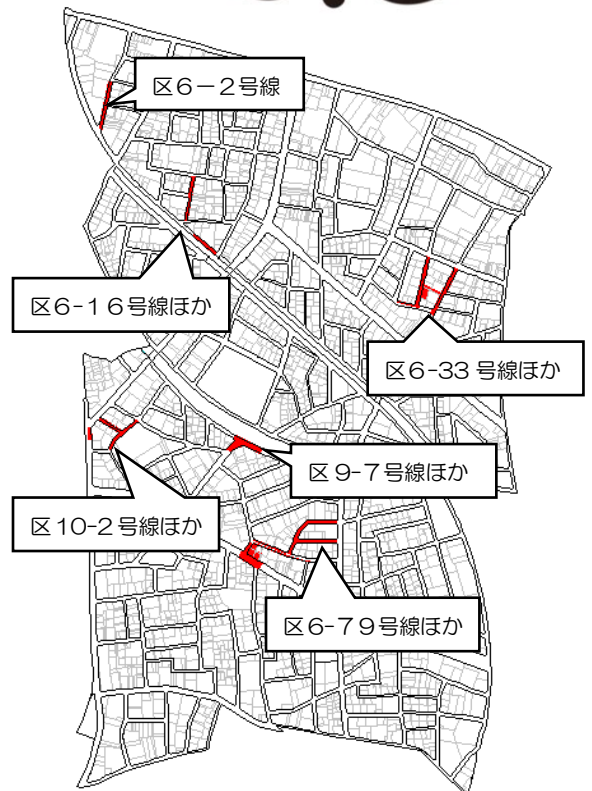
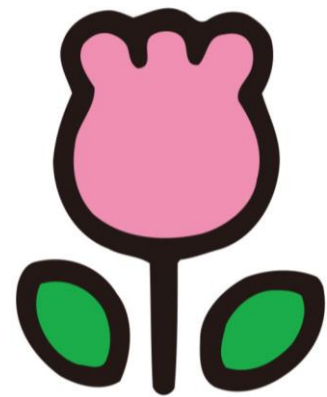
【進捗状況】（平成28年3月15日現在）

- ・ 仮換地指定率 97.1%
- ・ 使用収益開始率 62.7%
- ・ 建物移転済戸数 747戸
- ・ 建物移転率 87.8%

【平成27年度の工事進捗状況について】

平成27年度工事の進捗状況についてお知らせいたします。区6-33号線について建物移転等を伴う造成及び道路築造工事を行っております。また、区6-2号線、区6-16号線、区6-79号線、区9-7号線及び区10-2号線については、皆様のご協力により、工事を完成いたしました。

工事にあたりましては、通行止及び工事箇所の迂回等が必要となります。迂回路等につきましては、工事看板などで周知しておりますのでご理解、ご協力の程よろしくお願いいたします。



《笠縫地区工事箇所写真》



区6-2号線施工箇所



区6-16号線施工箇所



区6-33号線施工箇所



区6-79号線施工箇所



区9-7号線施工箇所



区10-2号線施工箇所

§ 双柳南部地区 §



【進捗状況】（平成28年3月15日現在）

・ 仮換地指定率	62.6%
・ 使用収益開始率	37.2%
・ 建物移転済戸数	132戸
・ 建物移転率	19.4%

【平成27年度の事業予定】

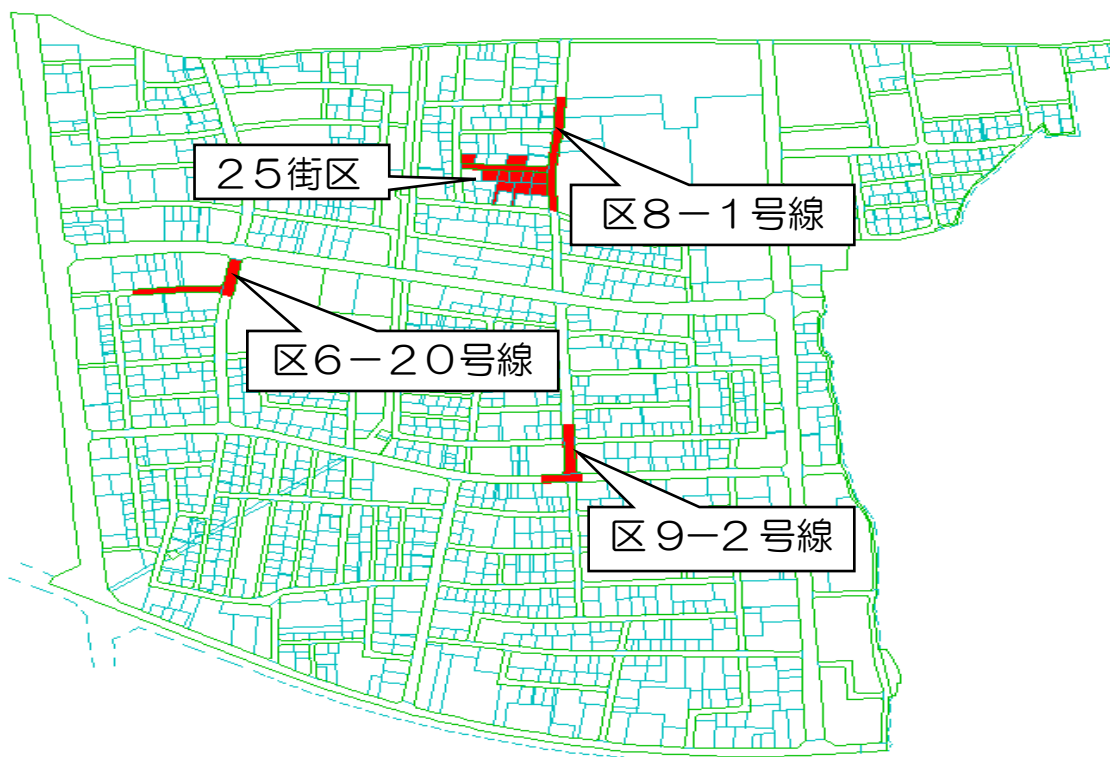
平成27年度工事の進捗状況についてお知らせします。

今年度道路工事、造成工事等の全ての工事は、3月末に完成の見込みです。地域の皆様には、引き続きご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

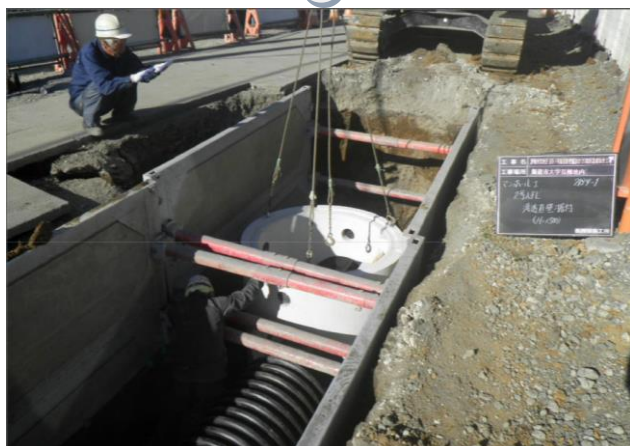
区8-1号線および25街区造成ほか工事については、約120mの道路整備と、宅地造成を実施しています。この工事により、道路下に浸透貯留機能を備えた雨水管を設置するほか、歩道を設置することにより、歩行者の安全確保を図ることができます。

区9-2号線については、道路下に浸透貯留機能を備えた雨水管を設置し、地区内の懸案である雨水対策を実施しました。また、区6-20号線については、側溝整備と舗装工事を実施しました。

今年度実施した工事、補償業務にご協力をいただきました方々並びに近隣住民の皆様には、厚くお礼申し上げます。



《双柳南部地区工事箇所写真》



区8-1号線施工箇所



25街区施工箇所



区6-20号線施工箇所



区9-2号線施工箇所

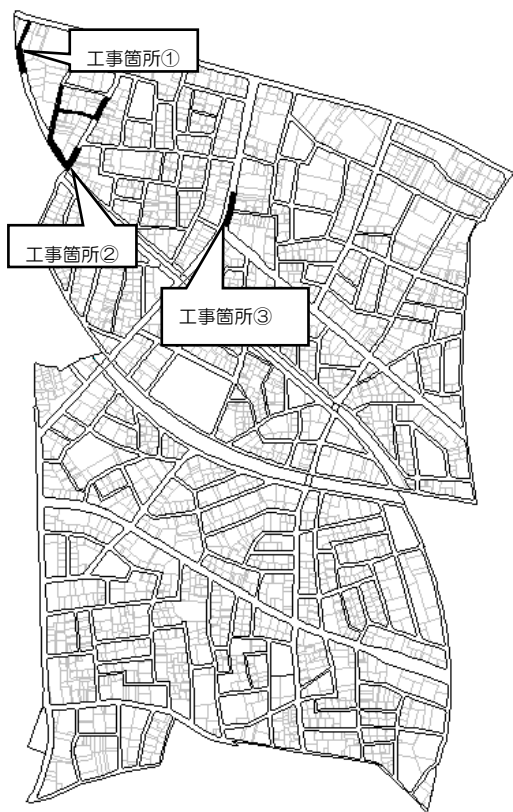
下水道課からのお知らせ（平成27年度工事）

平成27年度の下水道工事についてお知らせします。

今年度、下水道課の全ての工事は、おかげさまで皆様のご協力により予定どおり完成しました。地域の皆様には、引き続きご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

笠縫地区の工事は3箇所、双柳南部地区の工事は2箇所整備しました。（工事箇所図参照）。

問合せ先：下水道課整備担当 042-973-3433（直通）



笠縫地内下水道工事施工箇所図



双柳南部地内下水道工事施工箇所図

分譲宅地（保留地）の販売のお知らせ

笠縫・双柳南部・岩沢北部土地区画整理事業地内の下記保留地を販売しています。
所在等詳細につきましては、お気軽にお問い合わせください。

なお、先着順にて受け付けておりますので、掲載前に申し込みがあった場合はご容赦ください。

【笠縫地区】

	街区	画地	地積(m ²)	総価格(円)		街区	画地	地積(m ²)	総価格(円)
②	56	2	100.44	5,514,156	⑧	68	30	139.00	9,521,500
③	56	16	118.99	8,614,876	⑨	118	1	230.98	15,175,386
④	108-2	1	182.36	13,056,976	⑩	112	5	137.76	8,885,520
⑤	125	9	117.70	8,980,510	⑪	122	11	100.88	6,587,464
⑥	136	19	110.40	8,246,880	⑫	132	15	90.01	6,795,755
⑦	140	2	224.49	15,175,524					

【双柳南部地区】

⑬	5	7	103.78	8,385,424
---	---	---	--------	-----------

【岩沢北部地区】

⑭	21	1	120.87	9,935,514
⑮	131-1	7	126.03	9,956,370

※保留地は、換地処分が完了(区画整理事業が終了)するまでは、原則、他に譲渡できません。

《今後の双柳南部土地区画整理事業の進め方について》

現行の事業計画では事業の長期化が懸念されることから、今後の事業の進め方について、権利者の皆様にご意見を伺うことを予定しています。

詳細については、次号ニュースでお知らせいたします。皆様のご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

土地区画整理事務所からのお願い

○建築行為（開発行為等）を行う際はご注意願います

土地区画整理事業の施行地区内において、建築行為（開発行為）や、ブロック塀やフェンス等の工作物の設置をしようとする場合は、土地区画整理法第76条に基づく許可申請が必要となります。

この申請により、宅地の造成高や歩道計画のある道路の出入口の位置等が、道路計画や造成計画と整合するかをチェックする内容を含むため、事前確認を必ず行っていただきますようご協力をお願いします。

○迷惑駐車について

土地区画整理事業の施行地区内において、道路や市の管理地に迷惑駐車が見受けられます。迷惑駐車は交通事故を誘引するほか、火災などの緊急事態に消火活動等が遅れる原因となります。また、邪魔にならないと思っても周辺へ迷惑をかけていたりすることもあり、トラブルになる可能性があります。

一人ひとりがルールを守り、みんなが住みよいまちにしましょう。

○公園広場利用のマナーについて

現在、笠縫地区及び双柳南部地区の公園予定地の数箇所を開放し、皆様にご利用いただいているところですが、犬の放し飼いやボール等が隣接する家へ入ってしまうなどの状況が見受けられます。公園広場は、住民の皆様が利用する公共の場所となりますので、マナーを守ったご利用をお願いいたします。

○保留地を購入された方へお願い

売買契約者（権利者）の住所の変更があった場合、相続により名義を変更する場合、付保留地で仮換地と一体で売買し名義を変更する場合は、土地区画整理事務所へ届出をお願いいたします。

編集発行	飯能市土地区画整理事務所
住 所	飯能市大字笠縫112-1
電 話	042-973-8682
Eメール	kukaku@city.hanno.lg.jp